平成一〇年(ワ)第一九五六六号 放送差止等請求事件 (ロ頭弁論終結の日 平成一二年三月一四日) 判 決

原告

社

右代表者代表取締役原 店 右代表者代表取締役原 告 右代表者代表取締役原 右代表者代表取締役原

コミュニケーションズ

右代表者代表取締役 原 告

ージックエンタテインメント 右代表者代表取締役

オン

右代表者代表取締役 原 告

レコード

右代表者代表取締役 原 告

ー・シー株式会社

右代表者代表取締役原告ら補助参加人

協会

右代表者理事

原告ら及び原告ら補助参加人訴訟代理人弁護士

被 告 右代表者代表取締役 右訴訟代理人弁護士 日本コロムビア株式会

【A】 テイチク株式会社 【B】 ポリドール株式会社 【C】

株式会社徳間ジャパン

【D】 株式会社ソニー・ミュ

【E】 株式会社ポニーキャニ

【F】 株式会社フォーライフ

【G】 パイオニアエル・ディ

【H】 社団法人日本レコード

[I]中 稔男 村 禎英幸 熊富辻 倉 岡 次 居 田 中 伸 ·郎 田 飯 圭 興商 株式会社第 [J] 原 秋 彦 野 夫 上 達 葉 原 若 宇佐神 順

主文文

ー 原告らの請求をいずれも棄却する。

二 訴訟費用のうち、補助参加によって生じた部分は補助参加人の負担とし、その余の部分は原告らの負担とする。

事実及び理由

## 第一 請求の趣旨

一 被告は、別紙音源目録記載の各音源を収録している各原告の発売に係る各商業用レコードを使用して、同音源を、そのまま全部、受信者に対し、ファックスサービスによりワンサイクルとして放送される順に音源の実演家名、タイトル及びワンサイクルの開示時間を事前に了知することができるようにし、又は、テレビ受像機の画面表示により放送中の音源に係る実演家名、タイトル及び演奏時間を同時に了知することができるようにした上で、反復継続してデジタル方式で放送してはならない。

二 被告は、第一項記載の音源を第一項記載の放送のためにデジタル方式の記憶 媒体に収録してはならない。

三 被告は、第一項記載の放送のために第二項記載の記憶媒体に収録した第一項 記載の音源を消去せよ。

四 被告は、原告らに対しそれぞれ金二〇九〇万円及びこれに対する平成一〇年

九月三日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。 事案の概要

基礎となる事実(末尾の括弧内に証拠番号等が表示されている事実は当該証 拠等により認められ、右表示がない事実は当事者間に争いがない。)

- (-)原告らは、いずれも、レコード等の製作、販売などを業務とする株 式会社である(弁論の全趣旨)
- 被告は、音響機器の製造、販売、賃貸及びリース、電気通信設備に よる音響の送信事業及び同設備の運営などを業務とする株式会社である。
  - 原告らの権利

原告らは、それぞれ、別紙音源目録記載の各レコード(以下「本件各レコ ード」という。) にそれぞれ固定されている同目録記載の各楽曲の実演(以下「本 件各音源」という。)を最初に固定した者であり、本件各レコードにつき、著作隣接権(レコード製作者の権利)を有する(甲第三六号証ないし第四三号証、第七六 号証ないし第八三号証、弁論の全趣旨)。

被告による放送

- (一) 被告は、放送法上の番組編集の責任主体である委託放送事業者(同法二条三号の五)として(放送法上の受託放送事業者(同法二条三号の四)は訴外 株式会社日本サテライトシステムズである。)、通信衛星放送サービス「スカイパ -フェクTV」の第四〇〇チャンネルないし第四九九チャンネルにおいて、音楽を 中心としたラジオ番組(番組名「第一興商スターデジオー〇〇」。以下「本件番組」という。)を、デジタル信号により、有料(受信料月額一二〇〇円)で公衆に無線送信しており、本件各音源も、本件番組において、公衆に無線送信されてい る。
- 本件番組においては、次のような処理、過程を経て、本件各音源を 含む、商業用レコードに収録された音楽が送信され、公衆に受信されることになる (乙第一八号証、弁論の全趣旨)
  - アナログ再生及びデジタル変換

音楽CDをアナログ再生し、その信号をデジタル信号に変換する。

圧縮

右デジタル信号を、コンピュータ上で、所定の規格に従い圧縮 (データをまとめてサイズを小さくすること) する。

保有サーバへの収録 (3)

右圧縮されたデジタル信号を、保有サーバに収録する。

右保有サーバは、被告第一興商がリース会社からリースを受けて(乙 第二二号証)、自己の設備として管理・利用している。

番組編成及び編成サーバへの入力 (4)

各チャンネル毎に番組を編成した上、その内容をプログラムデータ形式で編成サーバに入力する。

送出サーバへの送信及び収録

編成サーバは、保有サーバにアクセスし、入力された番組編成データ 必要な音楽データを保有サーバから複数の送出サーバに送出させる。送 出サーバは、保有サーバから送られた右音楽データを収録する。 (6) 衛星への放出(アップリンク)及び衛星から地上への送信 送出サーバから送出される音楽データは、所定の処理を経て、電波に

変換され、地球局アンテナから通信衛星に向けて送信される。右電波を受信した通 信衛星は、これを増幅した上で、地上に送信する。

公衆による受信

右のようにして地上に送信された音楽データは、各受信者が保有する 受信アンテナによって受信された後、同じく各受信者が保有するデジタル受信チュ ナーにおいて所定の処理がされた上で、音楽としてスピーカー等から出力され る。

- 原告らの請求とその根拠
  - 原告らが主張する被告による著作隣接権の侵害
- 被告は、本件番組において本件各音源を請求の趣旨第一項記載の態 様で公衆に送信することにより、受信者による本件各音源のMDへの録音を惹起さ せているところ、右行為は、原告らがそれぞれ本件各レコードについて有している レコード製作者としての複製権(著作権法九六条)を侵害する。

(二) 被告は、本件番組において本件各音源を公衆に送信するにためにこれをデジタル方式の保有サーバに収録しているところ、右行為は、原告らがそれぞ れ本件各レコードについて有しているレコード製作者としての複製権(著作権法九 六条)を侵害する。

2 原告らの請求

請求の趣旨第一項の請求

原告らは、被告に対し、前記1(一)の複製権侵害について、侵害の停 止請求又は予防請求(著作権法一一二条一項)として、請求の趣旨第一項記載の放 送の禁止を求める。

請求の趣旨第二項の請求

原告らは、被告に対し、前記1(二)の複製権侵害について、侵害の停 止又は予防請求(同法一一二条一項)として、請求の趣旨第二項記載の収録の禁止 を求める。

請求の趣旨第三項の請求

原告らは、被告に対し、前記1(二)の複製権侵害について、侵害行為 を組成した物の廃棄請求(同法一一二条二項)として、請求の趣旨第三項記載の音 源の消去を求める。

(四) 請求の趣旨第四項の請求

原告らは、被告に対し、前記1(一)及び(二)の各複製権侵害による 損害賠償請求として、原告らそれぞれに対する二〇九〇万円(損害の内金)及びこれに対する平成一〇年九月三日(訴状送達の日の翌日)から支払済みまで民法所定 の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

三 争点

- 受信者による本件各音源のMDへの録音と複製権侵害の成否
- 本件各音源の保有サーバへの収録と複製権侵害の成否(著作権法一〇二条 一項により準用される同法四四条一項の適用の可否)
  - 3 原告の被った損害の額
  - 四 争点に関する当事者の主張 1 争点1について

-) 原告らの主張 (1) レコー 「\*\*\* レコード製作者の複製権の趣旨

レコード製作者は、「文化の発展に寄与することを目的とする」著作権法上(同法一条参照)、「レコードを複製する権利を専有する」(同法九六条) ものとされているところ、 これらの規定の趣旨は、レコード製作者の音源製作活動 に作詞家及び作曲家の音楽創作活動並びに歌手及び演奏家の実演活動に準じた創作 性を認め、レコード製作者に対し自己が製作した音源の複製に関する排他的支配権 を保障し、レコード製作者が当該音源の独占的販売による経済的利益を確保できる こととし、これにより、性質上リスク回避が不可能なレコード製作者の音源製作活動を奨励し、作詞家及び作曲家の音楽創作活動並びに歌手及び演奏家の実演活動の 活動環境及び経済的基盤を確保せしめ、ひいては、音楽文化の発展のサイクルを安 定させるところにある。

レコード製作者の複製権の効力が及ぶ範囲

- ① (a) 多数の第三者がレコード製作者の製作に係る音源の同等品を取得するに至ることを認識、認容しながら、(b) これらの第三者による当該音源の同等品の取得行為の惹起により営業上の利益を得ることを意図して、これらの第 三者に対し、(c) 当該音源の同等品の取得行為を容易にする手段を講じた上で、 (d) 当該音源と同等の音を提供し、もって、(e) これらの第三者による当該音 源の同等品の取得行為を惹起し、かつ、(f)これにより営業上の利益を得ている場合には、権利の性質上、あるいは、権利の目的からみて、レコード製作者の複製権を侵害(著作権法ーー二条一項)するものと解すべきであることは、以下に述べ るとおりである。
- まず、一般論として、著作権等を侵害する者又は著作物等の利用行 為の主体が、自ら物理的に著作物等の利用行為を行う者に限定されるものではなく、著作権法上著作権等を侵害する者と実質的に評価される者も含まれることは、 判例及び学説上確立された見解であり(最高裁第三小法廷昭和六三年三月一五日判 決、東京地裁平成一〇年八月二七日判決など)、また、自ら物理的に著作物等の利 用行為を行なっていない者が、著作権法上著作権等を侵害する者又は著作物等の利 用行為の主体と実質的に評価されるか否かは、具体的な事案に応じて検討されるべ

きことである。

③ そこで、本件の具体的な事案に応じて音源の録音行為に関与する行為がいかなる場合にレコード製作者の複製権を侵害するものであるかを検討することとした場合、その前提として、近時のデジタル技術の進展の下でのレコード製作者の製作及び販売に係る商業用レコード並びにこれに収録された音源の利用状況を認識、理解することが必要というべきところ、右利用状況については、次の事実が認められる。

ア 近年、高性能で低価格の録音機器及び録音用記録媒体の目覚ましい開発及び普及に伴って、レコード製作者が製作した音源の私的使用のための録音が、容易かつ頻繁に行なわれるようになっている。特に、近時におけるMD等に係るデジタル方式の録音機器及び録音用記録媒体の開発及び普及によって、オリジナルと品質がほとんど変化せず、ほとんど劣化しない録音を簡単に行うことができるようになり、レコード製作者が製作した音源の私的使用のための録音が、ますます容易かつ頻繁に行なわれるようになっている。

イ 他方、近年、レコード製作者が製作及び販売した商業用レコードを使用して高品質の音源を無形的又は有形的に無償又は低価格で公衆に供与するFMラジオ局、貸レコード業等のサービスが発達してきた。

ウ さらに、近時におけるデジタル化の進展に伴い、レコード製作者が製作及び販売したCD等を使用してデジタル方式によりオリジナルと品質がほとんど変化せず、ほとんど劣化しない音源を無形的に低価格で公衆に供与するサービスが発達してきている。すなわち、インターネット等のネットワークにおいては、受信者のリクエストを受けて、レコード製作者が製作及び販売したCD等に収録された音源をそのまま全部送信するデジタル方式のサービスが普及しており、また、デジタル衛星放送等においても、本件番組のように、レコード製作者が製作及び販売したCD等に収録された音源を、多数のチャンネルを音楽ジャンル毎に細分化した上で、そのまま全部反復継続して送信するデジタル方式のサービスが発達しつつある。

そして、これらのサービスは、レコード製作者が製作及び販売したCD等を使用してデジタル方式によりオリジナルと品質がほとんど変化せず、ほとんど劣化しない音源を無形的に低価格で公衆に供与して、右アにおいて述べた私的録音に関する需要に応じることにより、発達してきているものである。

④ レコード製作者の複製権が及ぶ範囲の解釈その一

で述べたようなレコード製作者の製作及び販売に係る商業用レコード並びにこれに収録された音源の近時の利用状況の下においては、多数の第三者がレコード製作者の製作に係る音源の同等品を取得するに至ることを認識、認容しながら、これらの第三者による当該音源の同等品の取得により営業上の利益を得ることを意図して、これらの第三者に対し、当該音源の同等品の取得を容易にする手段を講じた上で、当該音源と同等の音を提供し、もって、これらの第三者による当該音源の同等品の取得行為を惹起し、かつ、これにより営業上の利益を得ている場合には、まさに、このような他人の行為の介入により、レコード製作者は、第三者に対し音源の複製を許諾するかどうかを決定し、これにより音源

の複製に関する経済的利益を享受することができる状態を実質的に妨害されているのであるから、レコード製作者による当該音源の複製に関する排他的支配の状態が、 妨害され、レコード製作者による当該音源の独占的販売による経済的利益の確保が 阻害されているものということができる。したがって、右のような行為は、レコード製作者の複製権を侵害する行為というべきである(ここで問題なのは、他人の行 為の介入自体により、レコード製作者が、第三者に対し音源の複製を許諾するかど うかを決定し、これにより音源の複製に関する経済的利益を享受することができる 状態を実質的に妨害されたかどうかであるので、他人が第三者による音源の複製行為そのものを管理ないし支配しているか否か、他人が音源の複製による直接的な利益を得ているか否か等は、いずれもここで直接問題とする必要はない。)。

レコード製作者の複製権が及ぶ範囲の解釈その二

仮に、著作権法が、レコード製作者の複製権について、特に「複 製」行為のみの禁止を求めることができる権利として規定しているものと解釈した としても、何がその「複製」行為であるかについては、行為の具体的な態様及びそ においていかなる具体的な行為が重要であるのかという観点から、実質的に解釈 されるべきである。

すなわち 「複製」行為とは、「有形的に再製する」行為であり (著作権法二条一項一五号柱書)、「既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を 覚知させるに足りるものを(有形的に)再製する」行為であるが、このように定義 される「複製」行為を具体的な態様の側面から分析すると、本質的に、

既存の著作物等に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りなる思想により るものの有形的な再製により、利益を享受しようとする意思に基づき、 イ 既存の著作物等へアクセスし、

アクセスした既存の著作物等の内容及び形式を知覚し、

エ 知覚された既存の著作物等の内容及び形式を記憶ないし記録し、

オ 記憶ないし記録された既存の著作物等の内容及び形式を伝達し、

伝達された既存の著作物等の内容及び形式を有体物に物理的に固

定する、

という全体として一連の行為からなり得るものである。

そして、技術が進展し、メディア、機器等が発達した今日においては、例えば、送信技術の進展により、右イないしオの各行為と右カの行為とが別の場所で行われることが可能になっているところ、このような場合、右イないしオの 各行為と右カの行為とが送受信を介して別の場所で行われているからといって、 のことにより右イないしオの各行為が、全体として一連の「複製」行為の一部を構 成しなくなるものではなく、依然として、右アの意思に基づく右イないしカの各行為からなる全体として一連の「複製」行為の一部を構成するものであることには、何ら変わりがないはずである。しかも、このように技術の進展により複雑化・細分化された全体として一連の「複製」行為においては、右カの行為に利用される機器等が発達すればするほど、右カの行為における有体物への物理的な固定作業自体は、単に機器のずれた策を押すなどするだけの策策な作業にまずなくない。 は、単に機器のボタン等を押すなどするだけの簡単な作業にすぎなくなり、右力の行為の実行は、単に全体として一連の「複製」行為における手段の役割を果たすに すぎないものとなるのであり、これと比較して、右イないしオの各行為における作 業こそが、実質的な意味を持つに至るのである。

したがって、右イないしオの各行為を物理的に行う者と右カの行為 を物理的に行う者とが別である場合でも、右イないしずの各行為を物理的に行う者 が、右アの意思に基づき、右カの行為を物理的に行う者を自己の手足として利用し ているときには、著作権法の規律の観点から、全体として一連の「複製」行為を行 っているものと実質的に評価すべきものであり、しかも、右アの意思に基づき、右 カの行為を物理的に行う者を自己の手足として利用していると言うためには、 者による右カの行為の物理的な実行そのものを支配ないし管理し、右カの行為の物 理的な実行による直接的な利益を得ていることは必要不可欠ではなく、その者に対し、積極的に援助、誘引、助長等して、その者をして右力の行為を物理的に実行させ、そのことにより営業上の利益を得ていれば足りるものというべきである。

しかして、前記③で述べたようなレコード製作者の製作及び販売に 係る商業用レコード並びにこれに収録された音源の近時の利用状況からすると、 数の第三者がレコード製作者の製作に係る音源の同等品を取得するに至ることを認 識、認容しながら、これらの第三者による当該音源の同等品の取得行為の惹起によ り営業上の利益を得ることを意図して、これらの第三者に対し、当該音源の同等品 の取得行為を容易にする手段を講じた上で、当該音源と同等な音を提供し、もって、これらの第三者による当該音源の同等品の取得行為を惹起し、かつ、これにより営業上の利益を得ている場合には、具体的な態様の側面から様々な物理的な分析される「複製」行為中の実質的な部分を実行しながら、第三者の欲望を殊更にかき立て、自己の手足として利用して、当該「複製」行為中の当該音源の物理的な録音行為を実行させ、当該音源の販売による経済的利益をレコード製作者から可以取っているものということができる。したがって、右のような場合には、当該自いの独占的販売による経済的利益を確保させるというレコード製作者の複製権の目の独占的販売による経済的利益を確保させるというレコード製作者の複製を行って、著作権法の規律の観点からは、全体として一連の「複製」行為を行っているものと実質的に評価することができるものである。

⑥ 以上で述べたとおり、レコード製作者の複製権の効力が及ぶ範囲について、前記「解釈その一」によっても、「同その二」によっても、前記①の(a)ないし(f)の要件を満たす場合には、権利の性質上、あるいは、権利の目的からみて、レコード製作者の複製権を侵害(著作権法一一二条一項)するものと解するのが相当である。

(3) 本件番組における本件各音源の公衆への送信が原告らの複製権を 侵害することについて

ることができるようにしている。 他方、近時における録音用MD及びその録音機器を含むオーディオ機器の開発及び普及の状況の下において、本件番組の契約受信者中の多数の者が、録音用MDの録音機器を含むオーディオ機器を保有し、このようなオーディオ機器をデジタル受信チューナーに接続して、単に被告により送信された音源の無形的な再製を享受するにとどまらず、同音源を録音用MDにデジタル方式で容易かつ頻繁に録音し、自己の方有物として研究していることは明白である。

② 右のような本件番組のサービス形態及び受信者による利用の実態からすれば、被告は、本件番組において本件各音源を送信することにより、(a) 約受信者の多数が本件各音源の同等品を取得するに至ることを認識、認容しながら、(b) これらの契約受信者による本件各音源の同等品の取得行為の惹起により、営業上の利益を得ることを意図して、これらの契約受信者に対し、(c) 本件各音源の同等品の取得行為を容易にする手段を講じた上で、(d) 本件各音源と同等の音を提供し、もって、(e) これらの契約受信者による本件音源の同等品の取得行為を落起し、かつ、(f) 営業上の利益を得ているものということができる。すなわち、本件番組において、被告は、本件各部の

すなわち、本件番組において、被告は、本件各音源を収録した本件各レコードを使用して、本件各音源をデジタル方式のサーバに収録し、このサーバを使用して、受信者に対し、本件各音源をそのまま全部デジタル方式で無線送信しており、受信者は、被告により送信された本件各音源をデジタル方式の受信チューナーにより受信し、MD等にデジタル方式で録音しているのであるから、本件番組において受信者により録音されたものが本件各レコードに収録された本件各音源の同等品であることは、明らかである。また、被告は、「FAX BOXサービス」

したがって、前記のようなサービス形態により被告が本件番組において本件各音源を送信する行為は、前記(2)①の要件を満たすものであり、原告らの本件各レコードについてのレコード製作者としての複製権を侵害する行為といえる。

③ さらに、前記(2)④において述べた「レコード製作者の複製権の効力が及ぶ範囲の解釈その一」の観点から述べれば、右のようなサービス形態の本件番組が放置されれば、原告らは、本件各音源の複製に関する排他的支配権が空洞化して、本件各音源の独占的販売による経済的利益を確保することができなくなることが必至である。

すなわち、右のようなサービス形態の本件番組は、まさに原告らの製作に係る本件各音源そのものの無断販売にほかならず、その意味において、本件を高いる本件各のであるが、特にほかならず、その意味において、本件を高います。(ア)デジタル方式であるため、受信者により録音された音源を多数の契約受信者が同時に自宅において、また、(イ)をであるであるが、とはでは、の契に極めて容易に録音でいて、が、タイトル、送信時間等を確認して、MD等に極めて容易に録音として、が、タイトル、送信時間等を確認して、MD等に極めて容易に録音としてあること、(ウ)その料金が、シングルCDの標準小売価格が一枚当たりとのであること、(ウ)その料金が、シングルCDの標準小売価格が一枚当たの内と極度であること、を特徴とするサービス形態の場合には、多くの消費者ることにであること、を特徴とするサービス形態の場合には、多くの消費者をして本件を音源を取得するにとなり、本件番組の契約受信者として本件を音源を取得するに至ることは容易に理解しるところである。

④ また、前記(2)⑤において述べた「レコード製作者の複製権の効力が及ぶ範囲の解釈その二」の観点から述べれば、右のようなサービス形態の本件番組は、本件各音源を収録した本件各レコードを使用して(前記(2)⑤イ及びウ)、本件各音源をサーバに収録し(同工)、このサーバを使用して本件音源を無線送信する(同才)という原告らの製作に係る本件各音源の「複製」行為の実質的な部分を実行しながら、「FAX BOXサービス」及び「サウンドナビ機能」を提供した上で、多数のチャンネルを音楽ジャンル毎に細分化し、本件音源をそのまま全部反復継続してデジタル方式で無線送信して、もって、多数の契約受信者の欲

望を殊更にかき立て、自己の手足として利用して、本件各音源自体の物理的な録音行為を実行させ(同力)、本件各レコードの販売による経済的利益を原告らからかすめ取っている(同ア)ものである。

- ⑤ 右③及び④によれば、本件番組は、本件各音源の複製に関する原告らの排他的支配権を空洞化するものであるという意味でも、また、本件各音源の「複製」行為の実質的な部分を実行しながら、受信者を自己の手足として利用して、全体として一連の「複製」行為を行っているという意味でも、本件各レコードに係る原告らの複製権を侵害するものである。
- (4) 以上によれば、被告による本件番組における本件各音源の送信は、原告らの本件各レコードについてのレコード製作者としての複製権を侵害する。
  - (二) 被告の反論
- ー 原告らの「レコード製作者の複製権の効力が及ぶ範囲」に関する主張 について
- 1 原告らの「近時の音源の利用状況」に係る主張(前記(一)(2) ③)は、独自の実質的評価論に基づく独自の侵害行為構成要件論を導くための単なる事情を述べるものであって、全体として不知であるか、又は争う。
- 2 原告らの「解釈その一」に係る主張(前記(一)(2)④)は、その主張する法的根拠や要件論がいずれも正当な根拠に基づくものではない。
- 3 原告らの「解釈その二」に係る主張(前記(一)(2)⑤)について

原告らが独自に主張する、技術の進展により細分化された全体として一連の複製行為という概念に基づく複製権侵害論は、次に述べるとおり失当である。

(一) 原告らの右主張は、技術の進展により複雑化・細分化された全体として一連の複製行為においては、有体物への物理的な固定作業(すなわち録音行為)自体は、単に機器のボタンを押す等の簡単な作業として手段の役割を果たすにすぎなくなり、それ以前の行為こそ実質的な意味を持つ、という価値判断に基づくものである。

しかしながら、有体物への物理的固定こそ著作権法上の「複製」 そのものであり(著作権法二条一項一五号)、これなくして「複製」行為はあり得ないのであるから、仮に、原告らが主張するように、「複製」行為を物理的な行為として分析すれば、最終段階の有体物への物理的固定が複製機器のボタンを押すだけの作業であったとしても、これを第三者が行う場合において、なお被告による一連の「複製」行為であると評価するためには、第三者による物理的固定行為が被告によるものと同視されるに足りるだけのものであることが必要なはずである。原告らの主張は、これを必要としないとする点で失当である。

らの主張は、これを必要としないとする点で失当である。 (二) 原告らは、どのような場合に第三者の行為を自己の行為と同 視しうるか、という複製行為の実質的主体についての要件に関し、①録音行為を 「物理的に行う者を自己の手足として利用している」ことが必要とした上で、② 「自己の手足として利用している」というためには、当該物理的録音行為そのもの を支配ないし管理していることは必要ではなく、積極的に援助、誘引、助長等して 物理的録音行為に至らしめれば足りると主張する。

を関いてはいることはなく、 物理的録音行為に至らしめれば足りると主張する。 なるほど、「自己の手足として利用」するとは、第三者による、 理的行為が自己の行為と同視さるべき場合の評価を示す表現であるが、これは、。 ところが、自己の管理・支配下にあることを意味するものというべきの財政に 展に第三者が自己の管理・支配下にあることをいう、実行行為に対理の度合 に表現であるが、であるに、 のであるには、「援助、あるいはそれよりもさらに加担のの事合がの であると主張している。の度告らは、レコートの事人で を持ちられば足りると主張しているに、原告らは、レニートを に、これを特段の理由もなしに置きるであるに、原告らは、レニートを であると主張しているに、原告らは、というのであるが、 に関係さえあれば足りると主張して主張するため、 に関係さえあれば足りると主張して主張するため、 に関係さるが、これば、 に対したかどうか」を複製権侵害の判断として主張するために であるにするによりるとして主体でありな意味であるに は、についての行為主体であると と主張しているのであるが、これば、 になるによりるとしているものであるが、これば、 に対したがとしたが、 に対しているものであるが、 に対しているものであるとしているのであるとしているにに対している。 のでに表明には、 に対しているものであるが、 に対しているのであるとしているのであるとしているのである。

二 仮に、原告らが主張するレコード製作者の複製権が及ぶ範囲に関する 具体的要件によったとしても、被告による本件番組の送信行為は、その具体的要件

に該当するものではない。すなわち、本件番組の送信に当たり、被告には、 「多数 の第三者によるレコード製作者の製作に係る音源の同等品の取得により営業上の利 益を得る意図」は認められないし、受信者による複製の有無は受信者が支払う受信 料の金額には関係がないから「それによる営業上の利益」もない。また、本件番組 につき受信者による私的録音がなされたとしても、それは「第三者による当該音源 の同等品の取得行為」とはいえず、被告はかかる私的録音につき「認識ないし認容」することがあったとしても、これを「惹起」することが必然的でもなければ、 積極的に誘導しているのでもない。

## 争点2について 一) 原告らの主張

被告は、本件番組において本件各音源を送信するに当たって、本 (1) 件各レコードを使用して、本件各音源を、約三五〇〇時間分の音源を収録すること ができるデジタル方式の保有サーバに収録しているところ、右収録行為は、本件各 レコードの「複製」に当たる。

(2) 被告による右複製は、以下に述べるとおり、著作権法一〇二条一項によって準用される同法四四条一項により許容されるものではない。

① 「放送」のための一時的な録音は、本来複製に該当するものである が、専ら「放送」のための技術的手段として録音される場合には、その録音物が 「放送」のためにのみ使用され、使用後一定期間内に破棄される一時的な性質のも のである限り、複製権者から許諾を得べきものとする必要がないので許容されたも のであり、レコード製作者と共存共栄関係にある公共的性格を有する「放送」事業 者がアナログ方式により付随的に商業用レコードの「放送」を行なうことを前提と しているものである。

しかるに、本件番組は、そのサービス形態からみて、前記1(一) (3) ③で述べたとおり、まさにレコード製作者の製作に係る音源そのものの無断 販売にほかならず、商業用レコードの売行きを低下させるものであり、しかも、純 粋に営利を追求して、レコード製作者の成果にただ乗りしながら、これと不正競業 しているものである。

したがって、このようなサービス形態の本件番組のために本件各音源をデジタル方式のサーバに収録する被告による本件各音源の複製行為は、「放 送」のための一時的な録音として著作権法一〇二条一項によって準用される同法四四条一項により免責されるべきものではない。 このことを著作権法二条一項八号 における「放送」の定義との関係で改めて述べると、著作権法の規律の観点から は、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを「目的として行う」 (著作権法二条一項八号) とは、単に公衆によって同一の内容の送信が同時に受信 される(更には送信内容が視聴される)ことのみを目的として行うことを意味しているものと解すべきであり、本件番組のように、多数の契約受信者が本件各音源の同等品を取得するに至ることを認識、認容しながら、これにより営業上の利益を得ることを意図して、これらの契約受信者による本件各音源の同等品の取得行為を惹 起し、かつ、営業上の利益を得ている場合には、公衆によって同一の内容の送信が 同時に受信されることを「目的として行う」ものとはいえないというべきである。 したがって、被告による本件番組における保有サーバーへの本件各

音源の収録は、著作権法四四条一項にいう「放送」のための録音に該当するもので はない。

② 著作権法四四条一項の前記①記載のような趣旨によれば、同条項にいう放送「のための」録音とは、録音物を専ら具体的に特定された放送番組のため にのみ使用することを目的として録音を行うことを意味しているものと解すべきで

このような解釈の下では、様々な放送番組のために一般的 に使用することを目的として音源を録音する場合は勿論、具体的に特定された放送 番組を契機に、そのために使用することを一応の目的として音源を録音するものの、当該録音物を他の放送番組のために将来再度使用することをも目的として併有 しているような場合も、著作権法四四条一項にいう放送「のための」録音に該当す るものではない。

他方、本件番組は、現在の運用としては、具体的に特定された放送 そのために使用することを一応の目的として保有サーバーに音源を 収録しているものであると考えられるが、このような現在の運用自体は、将来どの ように変更することも可能かつ容易なものである。また、いずれにしても、本件番 組は、システム構成上、送出サーバーと切り離された保有サーバーに極めて多数の音源を一括して収録し、これらの音源の中から各々の放送番組編成プログラムに基づき適当な音源を保有サーバーから送出サーバーへ送信して利用するものであるので、保有サーバーに収録された音源を他の放送番組のために将来再度使用することをも目的として併有していることが明らかである。

したがって、被告による本件番組における保有サーバーへの本件各音源の収録は、著作権法四四条一項にいう放送「のための」録音に該当するものではない。

③ 著作権法四四条一項の前記①記載のような趣旨によれば、同条項にいう放送のための「一時的」な録音とは、録音物を具体的に特定された放送番組のために使用した後に、当該放送における使用の実態に即して、必要かつ相当な期間内に廃棄すること予定して録音を行うことを意味しており、右期間が六か月を超え得ないことが、著作権法第四四条三項において明らかにされているものと解すべきである。

他方、本件番組においては、保有サーバーに収録された音源は、単に保有サーバーの容量に限界があるために、新たな音源を収録する都合上最後に放送された日が古いものから順に消去されているにすぎず、保有サーバーは、システム構成上、これに収録された音源を収録ないし放送後六か月以内の一定の期間内に消去するようには、何ら設計されていない(さらにいえば、保有サーバーは、システム構成上、これに収録された音源の収録年月日や消去年月日の履歴が残るようにすら、設計されていない。また、実際上も、保有サーバーに収録された音源の中には、収録後六か月を経過しても、依然として、消去されていないものが相当数存在している。)。

したがって、被告による本件番組における保有サーバーへの本件各音源の収録は、著作権法四四条一項にいう放送のための「一時的」な録音に該当するものではない。

④ 以上に述べたとおり、被告による本件番組における保有サーバーへの本件各音源の収録には、著作権法四四条一項が適用されるものではない。

(3) したがって、被告が本件番組において本件各音源を送信するに当たって、本件各レコードを使用して、本件各音源を保有サーバに収録する行為は、原告らの本件各レコードについてのレコード製作者としての複製権を侵害する。

(二) 被告の主張

被告が本件番組において本件各音源を送信するに当たって、本件各音源を保有サーバに収録する行為は、以下に述べるとおり、著作権法一〇二条一項によって準用される同法四四条一項により、著作権法上許容されるものであるから、原告らの本件各レコードについてのレコード製作者としての複製権を侵害するものではない。

(1) 本件番組の公衆への送信は、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信であるから、著作権法二条一項八号の「放送」に該当し、同法四四条一項にいう「放送」にも該当する。平成九年法律第八六号による著作権法の改正の際にも、アナログ放送とデジタル放送とを区別する制度が検討されながら、結果的にそのような制度が創設されるには至らず、「放送」の定義において、アナログ放送とデジタル放送を区別する取扱いがされなかったという経緯に照らせば、本件番組がデジタル信号により送信されているという理由で、「放送」に当たらないということはできない。

(2) 被告は、本件番組の送信について、放送法上の「委託放送事業者」として、郵政大臣の認定を受けており、また、前記(1)記載のとおり著作権法上の「放送」に当たる本件番組の送信を業として行う者であるから、著作権法二条一項九号の「放送事業者」に該当し、同法四四条一項にいう「放送事業者」にも該当する。

(3) 被告による本件各音源の保有サーバへの収録は、放送を予定している番組の放送日程に合わせて、放送予定の特定の楽曲のみについて行なわれるものであるから、被告が「自己の放送のために」行っているものといえる。

(4) 本件番組における保有サーバのハードディスクには、毎週各チャンネルの番組内容が変更されるのに応じ、新番組のための新たな楽曲データの収録と、それに応じた既存データの消去が絶えず行なわれており、消去にあたっては、具体的に放送予定にあがっているものと現に放送中のものとを除き、最後に放送された日が古いものから順に時系列的に消去されているのであるから、本件番組にお

ける音源の保有サーバへの収録は、放送予定終了後消去されることを当然の前提としているものといえ、実際にも、少なくとも三週間おきに保有サーバーをチェックし、最終放送日から三か月間を超えて放送に供されていないものは消去するという 運用が行われている。

著作権法四四条一項における「一時的」とは、永続的でないことを意味するものと解すべきところ、本件番組における音源の保有サーバへの収録は、右のような実態に照らし、永続的なものとはいえないから、同条項の「一時的な録音」に当たるというべきである。

3 争点3について

(一) 原告らの主張

(1) 前記第二、二1(一)の複製権侵害による損害額

本件番組の受信者の多くが本件各音源をデジタル方式で録音しており、その結果、原告らは、それぞれ、本件各音源を収録しているシングルCD等について、その製造販売の機会を喪失し、多大な損害を被った。

ついて、その製造販売の機会を喪失し、多大な損害を被った。 右損害のうち、差し当たり、左記のタイトルの各音源のみを問題とすれば、原告らは、それぞれ、少なくとも、同音源を収録しているシングルCDについて、三万八〇〇〇枚の製造販売の機会を喪失し、これにより、少なくとも金一九〇〇万円の損害を被った。

- ① 原告日本コロムビア株式会社 「モナムール東京」
- ② 原告テイチク株式会社 「二輪草」

③ 原告ポリドール株式会社 「楓」

④ 原告株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ 「星空の散歩

道」

- ~ ⑤ 原告株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 「ミュージックファイター」
  - ⑥ 原告株式会社ポニーキャニオン 「きらら」
  - ⑦ 原告株式会社フォーライフレコード 「となりの町のお嬢さん」
- ® 原告パイオニアエル・ディー・シー株式会社 「Yes, I do」 よって、原告らは、それぞれ、被告に対し、民法七〇九条に基づき、 逸失利益に係る損害賠償の一部として、一九〇〇万円の支払を求めることができる。
- (2) 前記第二、二1(二)の複製権侵害による損害額 この場合も、差し当たり、右(1)において述べた音源のみを問題とすれば、原告らは、それぞれ、被告に対し、著作権法一一四条二項に基づく複製許諾料相当額に係る損害賠償の一部として、少なくとも右(1)において述べた逸失利益に係る損害賠償金一九〇〇万円の一〇パーセントに相当する一九〇万円の支払を求めることができる。
- (3) 原告らは、原告ら補助参加人を通じて、被告に対し、被告の送信行為及び送信のための収録行為を中止するよう申し入れ、誠実に交渉してきたが、被告はこれを継続し、結局、原告らは、被告に対し、本訴の提起を余儀なくされ、事案の内容等から、これを弁護士である原告代理人らに依頼せざるを得なかった。その結果、原告らは、原告代理人らに対し弁護士費用の支払を約し、それぞれ、少なくとも一九〇万円の弁護士費用相当の損害を被った。

よって、原告らは、それぞれ、被告に対し、民法七〇九条に基づき、 弁護士費用相当の損害金一九〇万円の支払を求めることができる。

(二) 被告の主張

原告らの主張を争う。 3 当裁判所の判断

一 争点 1 (受信者による本件各音源のMDへの録音に係る複製権侵害の成否) について

1 弁論の全趣旨によれば、本件番組において送信された本件各音源を受信した受信者の中に、これを受信チューナーに接続した録音機器によってデジタル方式のMDに録音する者が相当数存在することが推認されるところ、右のような録音が当該受信者による本件各レコードの「複製」行為に当たることは明らかである。

2 原告らは、本件において、右のような受信者による本件各レコードの複製の直接的な行為主体が当該受信者であることを前提としながらも、本件番組のサービス形態や受信者による利用実態からすれば、本件番組を送信することによって右のような受信者による本件各レコードの複製を生じさせるに至る被告の行為は、そ

れ自体原告らの本件各レコードについての複製権を侵害する行為と評価し得る旨主張し、右主張を根拠付けるための理論構成として、前記「レコード製作者の複製権が及ぶ範囲の解釈その一」(第二、四1(一)(2)④)及び「同その二」(同⑤)を主張するので、原告らが主張する右二つの解釈及びその本件番組へのあてはめの当否について検討することとする。

3 原告らが主張する「解釈その一」について

(三) 他方、原告らの主張は、著作権法九六条の規定を根拠に、レコードの複製に関して「専有権」なるものを有するとの前提に立た上で、その専有権の内容をレコードの複製を排他的に支配しその独占的販売ににる経済的利益を確保する権利として位置付け、かつ、右のような専有権との関署では、「侵害」の成否を論じるものといえる。しかしながら、前記(二)のとおり、「信害」の成否を論じるものといえる。しかしながら、前記(二)をおり、有能力ないのであり、「有形的に再製する権利」にすぎないのであり、同条におけて事有する」との文言は、右のような権利が当該レコードの製作者に排他的にあることを規定したものにすぎないことは、その文言上明らかというべきというであることを規定したものにすぎないことは、その文言上明らかというべきとの主張は、権利の帰属態様が排他的であることを表す「専有する」とのを持たが非他的であることを表するものであることを持たの方である。言をかのごとく理解することを前提とするものであり、その前提において誤りがあるといわざるを得ない。

また、原告らは、レコード製作者に複製権が認められた趣旨が「レコード製作者の音源制作活動に作詞家・作曲家の音楽創作活動等に準じた創作性を保険している。というでもは、というでもできるというです。というでは、その独占的販売による経済的利益をである。といること」にあると解されるとした上で、実質的にみて、レコード製作者の音源の独占的販売による経済的利益をでものであるとした上で、その独占的販売による経済的のであるがであるとした上で、その独占的販売による経済的である。のであるに、それが「複製」「行為に当たるによる経済的のであるに、著作権法がである。というであるとしても、著作権法がそのようなものであるとしても、著作権法がそのようなものであるとしても、著作権法がそのようなものであるとしても、あくまでも同法九六条が規定する「レコード製作者に認めたのは、あくまでも同法九六条が規定する「東有する」ことにすぎないのであるから、右権利を侵害する

為であるか否かは、前記のとおり、それがレコードを「複製」する行為であるか否かによるものとするのが著作権法の採る立場なのであって、これを離れて、同条の実質的趣旨のみを根拠に、複製権侵害行為の範囲を拡張するがごとき解釈は、法律解釈の限界を超えるものといわざるを得ない。

(四) 以上によれば、原告らの「レコード製作者の複製権が及ぶ範囲の解釈その一」に基づく主張は採用できない。

4 原告らが主張する「解釈その二」について

(一) 原告らが主張する「解釈その二」の要旨は、著作物等を複製する行為を具体的な態様の側面から分析すると前記第二、四1(一)(2)⑤のアないしカ記載の一連の行為からなるとの前提に立った上で、右一連の行為のうち、前記イないしオの行為を行う者と前記力の行為を行う者とが異なる場合であっても、前者が前記アの意思に基づいて、後者を自己の手足として利用していると認められる場合には、前者が、自ら複製行為の実質的部分を実行しながら、後者を自己の手足として利用することによって、全体として一連の「複製」行為を行っていると実質的に評価できるというものである。

その上で、原告らは、これを被告が本件番組において本件各音源を送信しこれを受信者がMDに録音する場合に当てはめると、被告が本件各レコードを使用して本件各音源をサーバに収録する行為は前記イないし工の行為に、右サーバを使用して本件各音源を無線送信する行為は前記才の行為にそれぞれ当たるから、被告は自ら本件各音源の複製行為の実質的な部分を実行しているものといえ、また、被告は、受信者を積極的に援助、誘引、助長等することにより、その者を自己の手足として利用して本件各音源の物理的な録音行為を行わせているといえるから、全体として一連の複製行為を自ら行っているものと実質的に評価できる旨を主張する。

(二) そこで検討するに、原告らの右主張のうち、前段の一般論を述べる 部分は首肯し得るものの、これを本件の場合に当てはめる点については、以下に述 べるとおり、是認することができない。

(1) 原告らは、被告が本件各レコードを使用して本件各音源をサーバに収録し、さらに右サーバを使用して本件各音源を無線送信する行為が、前記イないしオの行為に当たるもので、本件各音源の複製行為の実質的部分である旨主張するので、まず、この点につき検討する。

前記アないしカのような一連の行為に分析される「複製」行為のう その本質的な部分が、最終的に著作物等を有体物に物理的に固定する前記カの 部分であることは明らかであり、これに対して、前記イないしオの部分は、それ自 体を独立してみれば本来的に複製行為としての性質を持つものではなく(ただし、 前記工の記録行為がそれ自体「複製」となり得る場合も考えられるが、この点はこ 間記土の記録17局がてれ日体「検索」となり同じ物目のである。、これが複製行為の一部として観念され得るのは、それが専ら前記力の有体物への固定に向けて行われるものであり、これに至 る一連の段階的な経過として評価し得るからであるといえる。しかるところ、表報において、被告が本件各レコードを使用して本件各音源をサーバに収録し、 らに右サーバを使用して本件各音源を無線送信する行為は、本来、放送事業者がレ コード製作者との関係においてその許諾を要せずに自由に行い得る放送行為又はこ れに付随する準備行為として行われるものにほかならないのであって、他方、右送信を受信した受信者がこれを録音するに至るか否かは右受信者個々人の自由意思に係る不確定の事項なのであるから(しかも、本件においては、右送信にかかる音源 の大部分が受信者によって現に録音されているという具体的な事実を認めることも できない。)、結局のところ、被告の右行為は、専ら受信者による本件各音源の録 音に向けて行われるものとはいえず、これに至る一連の段階的な経過として評価し 得るものではない。なるほど、受信者による録音が現に行われた場合のみを前提と すれば、被告による前記のような行為が受信者による録音を招来させたという関係 が認められるものといえるが、前記のとおり、右のような事態は、被告の右行為による必然的な経過として生じるものではなく、受信者個々人の自由意思に基づく選択によって結果的に生じるものにすぎないのであるから、このことによって、被告 の右行為が一般的に専ら受信者による録音に向けられたものであるといえないこと は明らかである。

したがって、被告による前記の行為が本件各音源の複製行為の実質的部分である旨の原告らの主張は失当である。

(2) さらに、原告らは、被告が受信者を自己の手足として利用して、

本件各音源の物理的な録音行為を行わせている旨主張するので、この点につき検討する。

一般に、ある行為の直接的な行為主体でない者であっても、その者が、当該行為の直接的な行為主体を「自己の手足として利用して右行為を行わせている」と評価し得る程度に、その行為を管理・支配しているという関係が認められる場合には、その直接的な行為主体でない者を当該行為の実質的な行為主体であると法的に評価し、当該行為についての責任を負担させることも認め得るものということができるところ、原告らの前記(一)前段の主張も、右のような一般論を著作権法の「複製」行為の場合に当てはめるものとして理解する限りにおいて、これを是認することができる。

そして、被告が本件番組において本件各音源を送信しこれを受信者が MDに録音する場合における、被告と受信者との間の関係をみると、被告と受信者 との間には、被告がその送信に係る本件番組の受信を受信者に許諾し、これに対し て受信者が一定の受信料を支払うという契約関係が存するのみで、受信された音源 の録音に関しては何らの合意もなく、受信者が録音を行うか否かは、専ら当該受信 者がその自由意思に基づいて決定し、自ら任意に録音のための機器を準備した上で 行われるものであって、被告が受信者の右決定をコントロールし得るものではない ことからすれば、被告が受信者を自己の手足として利用して本件各音源のMDへの 録音を行わせていると評価しうる程度に、被告が受信者による録音行為を管理・支 配しているという関係が認められないことは明らかである。

原告らは、被告が本件番組における本件各音源の送信に当たって、① 「FAX BOXサービス」及び「サウンドナビ機能」(前記第二、四1(3)①)を提供し、②多数のチャンネルを音楽ジャンルごとに細分化し、③解説やトーク等を入れることなくそのままフルサイズで、④反復継続して、⑤デジタと方式で送信していることをとらえ、受信者の欲望を殊更にかき立て、自己の手足として利用して本件各音源の録音行為を実行させている旨主張するが、原告らが指する右のような本件番組のサービスの形態は、受信者による音源の録音に便宜、助する右のような本件番組のサービスの形態は、受信者による音源の録音を誘引、原告らが主張することになるという意味において、原告らが主張するとおり右録音を行うか否かにの受信者の自由意思が排除されるものではないから、被告が受信者を自己の手足として利用しているといえるだけの管理・支配の関係をもたらすものとはいるといる。

そもそも、原告らの主張の趣旨は、被告と受信者との間に右のような管理・支配の関係がないとしても、被告が、受信者による録音を右のように積極に誘引、助長しながら本件番組の送信を行い、その結果受信者による本件各の下下の間になるという事情があらずによる経済的利益を害しているという事情がられば、るというであると思われる。しかしながら、原告らが指摘する右のようでの事件に照らし、商業用レコとを示すものといると思われる。しかしながら、原告らが指摘する右のがででは、本件番組のサービスの実情に照らし、商業用レコとを示すものでではない、本件番組のサービスの実情に照らし、商業用レコとを示すものでではない、本件番組のサービスの実情に照らし、商業用レコとを示すものでではない。と被告との間に実質的な利益の不均衡が生じることを示すもので理解して、政告が受信者をの行為主体ではない。

したがって、被告が受信者を自己の手足として利用して、本件各音源の物理的な録音行為を行わせている旨の原告らの主張も理由がない。

(三) 以上によれば、原告らの「レコード製作者の複製権が及ぶ範囲の解釈その二」に基づく主張も採用できない。

5 以上のとおり、原告らの「レコード製作者の複製権が及ぶ範囲の解釈その一」及び「同その二」のいずれの主張によっても、受信者による本件各音源のMDへの録音に関し、被告が原告らの本件各レコードについての複製権を侵害していることを認めることはできない。

ニ 争点 2 (本件各音源の保有サーバへの収録に係る複製権侵害の成否) について

1 被告が、本件番組において本件各音源を送信するに当たって、本件各音源 についての音楽データを保有サーバに収録する行為が、本件各レコードの「複製」 に当たることは明らかである。 2 著作権法一〇二条一項により準用される同法四四条一項の適用の可否 (一) 本件番組の送信が著作権法上の「放送」に当たるか否かについて (1) 著作権法は、二条一項七号の二において「公衆によって直接受信 ることを目的として無線通信又は有線電気通信(有線電気通信設備で、その一

これることを目的として無線通信又は有線電気通信(有線電気通信で、よってで、 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以にあるの の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあると」を で、同項八号において「放送」を「公衆送信のうち、公衆 によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信が、その によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信が、その によって同一の内容の送信が同時に受信されることを によって同一の内容の送信が同時に受信されることを の内容の送信が、本件番組の を の方であることを の方であることを の方である である である である である である

(2) 原告らは、著作権法一〇二条一項によって準用される同法四四条 一項が本来複製に該当する「放送」のための一時的な録音を許容しているのは、レコード製作者と共存共栄関係にある公共的性格を有する放送事業者がアナログ方式により付随的に商業用レコードを使用して放送を行う場合を前提としているのであるから、そのサービス形態からみて右のような前提が妥当しない本件番組については、同法四四条一項にいう「放送」とはいえない旨主張する。

は、同法四四条一項にいう「放送」とはいえない旨主張する。
しかしながら、著作権法は、昭和四五年の制定時から、「放送」について、「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信の送信を行うこと」との定義規定を置き(平成九年法律第八六号による改正前の著作権法二条一項 八号)、右のような「放送」との関係でレコード製作者の複製権を制限する規定 (著作権法一〇二条一項、四四条一項)を設けており、その後、平成九年法律第八 六号による改正において、自動公衆送信に関する送信可能化権の新設に伴って、 八号による以上にのいて、日野石水ら同に関すると同う能に使いが限によって、 「自動公衆送信」、「放送」、「有線放送」及びこれらの上位概念である「公衆送 信」についての定義規定が改めて整備されるに当たっても、「放送」については、 前記(1)記載のとおりの定義規定を置き、右のような「放送」との関係でレコー ド製作者の複製権を制限する前記規定をそのまま維持しているのである。このよう に対しているのである。このよう原 な著作権法の「放送」についての規定形式からすると、仮に、立法に当たって、原 告らが主張するような態様の放送が想定されていた事実があるとしても、結局のと ころ、著作権法は、「放送」に当たるか否かについての基準を、その定義規定に明 示された送受信の態様の点のみに求める立場を採ったものというべきであるから、 原告らが主張するような事情が妥当するか否かによって、「放送」に当たるか否かの結論が左右されると解するのは相当でない。著作権法における「放送」に当たる か否かついては、前記のような規定形式からして、その定義規定に明示された送受信の態様のみによって判断すべきものとされていることが一義的に明確であるとい えるから、これに当てはまるものは著作権法上の「放送」に当たるといわざるを得 ない。そして、本件番組の送信が右定義規定に当てはまることは前記(1)のとお りであるから、原告らが主張する本件番組におけるサービスの実態(前記第二、 1 (一) (3) ①) にかかわらず、本件番組の送信は著作権法上の「放送」に当た るというべきであり、原告らの前記主張は理由がない。 (3) また、原告らは、著作権法二条一項八号の「放送」の定義規定と

(3) また、原告らは、著作権法二条一項八号の「放送」の定義規定との関係について、同号における「公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う」とは、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることのみを目的として行うことを意味するとの前提に立ち、本件番組のように、多数の契約受信者が本件各音源の同等品を取得するに至ることを認識、認容しながら、これにより営業上の利益を得ることを意図して、これらの契約受信者による本件各音源の同等品の取得行為を惹起し、かつ、営業上の利益を得ている場合には、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることのみを目的としているといえないから、本件番組は右「放送」の定義規定に該当しない旨主張する。

しかしながら、前記(2)記載のとおり、著作権法の「放送」についての規定形式からすると、著作権法が「放送」に当たるか否かの判断基準をその定義規定(同法二条一項八号)に明示された送受信の態様のみに求めていることは一義的に明らかである。右送受信の態様とは無関係な、放送行為者の意図やサービスの実態によって「放送」の範囲を限定する原告らの主張は、明らかに文理解釈の限

界を超えるものであって、採用できない。 (二) 本件番組における音楽データの保有サーバへの収録が「放送のため -時的な録音」に当たるか否かについて

著作権法一〇二条一項によって準用される同法四四条一項におけ る「放送のために」「一時的に録音」するとの要件がいかなる場合を意味するかに ついては、とりわけ「一時的」なる文言に多義的な解釈の可能性があることからす ると、右文言自体から一義的に明確であるとはいえないから、その解釈に当たっては、同条項が設けられた趣旨を考慮する必要があるというべきある。そこで考察す るに、同条項が放送事業者による放送のためのレコードの一時的な録音をレコード 製作者の複製権を侵害しないものとして認めた趣旨は、本来レコードを用いた放送はレコード製作者の許諾を要せず自由に行い得るものとされるところ(ただし、商 業用レコードを用いた放送については、レコード製作者への二次使用料支払義務が 生じる。)、他方において、放送が一般的に放送対象物の録音物・録画物によって 行われることが通常であることから、具体的な放送に通常必要とされる範囲内での レコードの録音行為は、その放送自体が自由に行い得るのと同様の意味において、 これを自由なものとして認めることにあるものと解される。したがって、同条項におけるレコードの「放送のための一時的な録音」に当たるか否かを判断するに当た っては、当該録音が、その目的とされる放送の実態に照らし、具体的な放送に通常 必要とされる範囲内のものか否かという観点から考察すべきものである。

乙第一八号証及び弁論の全趣旨によれば、被告が本件番組におけ (2) る音楽データを保有サーバに収録するに当たっては、次のような運用がなされてい ることが認められる。

① 本件番組で放送される曲目は、放送予定週のおおむねーか月ないし ーか月半前に決定し(ただし、新譜については、直前に放送予定を決める場合もあ る。)、現に保有サーバに収録されている曲でないものについては、右のように放 送予定を具体的に決定した後に、放送予定週の直前の金曜日までに、保有サーバへ の収録を行う。

② 保有サーバの容量は、一テラバイトであり、一曲五分とすると約一〇万曲分に相当する音楽データを収録することができるが、実際には、右容量を限界まで使用することはなく、四万曲から七万曲程度の収録にとどめている。 ③ 保有サーバにリンクされたコンピュータには、削除する曲を検索する。

るためのプログラムが設定されており、一定の日付けを入力することによって、最終放送日がその日以前である曲を検索し、これらを一括して消去できるシステムと なっている。

毎週の番組内容の変更のため、保有サーバに新たな曲の音楽データ を収録するに当たっては、前記②の容量との関係で、既存の音楽データを消去する 必要があり、前記③のシステムによって、現にその週に放送中の曲と具体的な放送 予定が決まっている曲を除いて、最後に放送された日が古い曲から順に、必要な曲

数分を消去する。

⑤ 平成一〇年八月末からは、少なくとも三週間おきに保有サーバをチャックである。 ェックし、前記③のシステムによって、最後に放送された日が三か月より前の曲を 検索し、これらを一括して消去している。

(3) ① 右のような運用の実態からすると、本件番組における音楽デー タの保有サーバへの収録は、特定の具体的な放送予定を前提として初めて行われるものであり、また、保有サーバに収録される総曲数が限定され、放送されない曲は いずれは消去されるという運用システムの下で行われるものであるから、具体的な 放送上の必要に応じ、その必要性の範囲内において行われているものということが できる。

右システムの下においても、頻繁に放送されることになる曲につい ては、特定の放送が終了しても消去されないまま次の放送のために蓄積が継続する 事態も生じ得るが、それは具体的な放送予定が反復して入ることによって結果的に生じる事態にすぎないのであるから、これも具体的な放送上の必要性の範囲内のものにほかならないのであり、また、このような事態が結果的に生じるからといって て、運用システム自体が音楽データを長期間継続的に蓄積することを本来的に予定 したものということはできない。

したがって、本件番組における音楽データの保有サーバへの収録 は、その運用の実態に照らし、それがいずれ消去されることが予定されたシステム の下における収録であるという意味において「一時的」なものといえるものであ

り、また、具体的な放送に通常必要とされる範囲内において行われるものであるから、著作権法一〇二条一項によって準用される同法四四条一項における「放送のための一時的な録音」に当たると認められる。

② 原告らは、著作権法四四条一項にいう「放送のための」録音とは、具体的に特定された放送番組のためにのみ使用することを目的とする録音を意味すると解すべきところ、本件番組における音楽データの保有サーバへの収録は、具体的に特定された放送番組を契機にそのために使用することを一応の目的として行われるものの、右録音物を他の放送番組のために将来再度使用することをも目的として併有するものであるから、「放送のための」録音とはいえない旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、本件番組における音楽データの保有サーバへの蓄積は、具体的な放送予定を前提として初めて行われるもので、かつ、具体的な放送上の必要性がなければ消去されることを本来的に予定したものというべきであり、複数のチャンネルで繰り返し放送されることになり、その間蓄積が継続する曲があるにしても、そのような事態は、その後の放送予定次第によって結果的に生じることであり、蓄積時に確定していることではない。そして、曲によって、一般的に音楽データの保有サーバへの収録が、他の放送番組のために将来再度使用することを目的としているとまではいえない。

以上によれば、原告らの前記主張は理由がない。

③ さらに、原告らは、著作権法四四条一項にいう「一時的」な録音とは、録音物を具体的に特定された放送番組のために使用した後に、当該放送における使用の実態に即して必要かつ相当な期間内に廃棄することを予定して録音を行うことを意味し、かつ、右期間については同条三項で六か月を超えないことが明らかにされているところ、本件番組における音楽データの保有サーバへの収録は、そのシステム構成上収録した音源がその収録ないし放送後六か月以内に消去されるようには設計されていないから、「一時的」な録音には当たらない旨主張する。

しかしながら、著作権法四四条三項は、同条一項の「一時的」な録音に当たるものが、その後の蓄積の継続によって事後的に違法となる場合を規定にものであるから、録音物が同法四四条三項の期間内に消去されるシステムを採用することが、同条一項の「一時的」な録音に当たるための要件になるという必要は認められない。かえって、同条三項が具体的な蓄積期間を明示することが、関係は認められない。かえって、同条一項が具体的な蓄積期間を明示することがは、単に録音が「一時的」なものであることのみを規定していることができく、単に録音が「一時的」なものであることのみを規定していないというにおく、単においては、予定される具体的な蓄積期間が想定されていないというにおり、前記のとおり、いずれ消去されることが予定されたシステムの下におり、前記のとおり、いずれ消去されることが予定されたシステムの下におり、前記のとおり、いずれ消去されることができ、かつ項に

いう「一時的」な録音に当たると解することができるというべきである。そして、このように解したとしても、結果的に同条三項の期間を超える長期の録音に当たるものであれば、同条項の適用によって違法とされることになるのであるから、レコ 一ド製作者の権利保護に欠けるものとはいえない。

したがって、本件番組における音楽データの保有サーバへの収録 が、前記のようなシステム設計になっていないとの理由によって、同条一項の「一

時的」な録音に当たらないとする原告らの主張は理由がない。 なお、当然のことながら、原告らが複製権侵害として具体的に主張する本件各音源の保有サーバへの蓄積期間が結果的に録音又は最後の放送の日から 六か月を超えるものであれば、同法四四条三項の適用により、当該録音が事後的に 違法とされることになるが、本件各音源の保有サーバへの収録に関し、原告らは、 右条項の適用を具体的に主張するものではなく、また、これらの蓄積期間が右条項 の期間を超えていることを認めるに足りる証拠もないから、本件において、右条項 が適用されるものではない。

以上を総合すれば、被告が本件番組において本件各音源を公衆に送 信するに当たって、本件各音源に係る音楽データを保有サーバに蓄積する行為は、放送事業者が、本件各レコードを、自己の放送のために、自己の手段により(前記第二、一3(二)(3))、一時的に録音する行為であるといえるから、著作権法 一〇二条一項によって準用される同法四四条一項が適用され、原告らの本件各レコ ードについてのレコード製作者としての複製権を侵害するものとはいえない。

三 なお、本件の特質にかんがみ特に付言するに、本件における原告らの主張 (とりわけ、争点1における主張)の趣旨は、本件番組の公衆送信がその実態から みて、著作権法がおよそ想定していない新しい形態のものであるが故に、これに著 作権法の規定をそのまま当てはめると、レコード製作者である原告らの利益を不当 に侵害し、その犠牲の下で本件番組を運営する被告に不当な利益をもたらすという 実質的な利益の不均衡を生じさせることになるから、このような結果を生じさせな いように、著作権法を実質的に解釈すべきであるというものであると思われる。

当裁判所としては、著作権法の解釈論としては、前記のとお しかしながら、 りの結論を採るのが相当であると考える。なるほど、原告らが主張するような本件番組の公衆送信の実態を前提とすれば、現状において、原告らと被告との間に、実質的な利益の不均衡が生じているとの原告らの主張も理解し得ないではないが、こ の点を著作権法の解釈に反映させようとする原告らの本件における主張は、法律の 解釈論の枠を超えるものといわざる得ない。あえていえば、右のような実質的利益 の不均衡を問題とする議論は、立法論として、又は、著作権法九七条に基づく二次 使用料の額の決定のための協議を行う際や文化庁長官による裁定を求める際に、主 張されるべきことというほかはない。

以上によれば、被告が原告らの著作隣接権(レコード製作者としての複製 権)を侵害している旨の原告らの主張は、いずれもこれを認めることができないか ら、その余の点につき判断するまでもなく、原告らの請求は理由がない。 よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第四六部

裁判長裁判官 三 村 量

> 中 吉 徹 郎 裁判官

裁判官大西勝滋は、転任のため署名押印できない。

裁判長裁判官 Ξ 村 量